

|  |  |
|--|--|
| <p>2 整備すべき公共施設・その他公益的施設に関する事項<br/>(方針図2)</p> | <p>《交通動線の整備》<br/>市街地の更新に合わせた安全な街区の形成及び地区内の円滑な交通処理と回遊性の高い歩行者空間の形成に資する道路ネットワークを、交通動線として確保する。特に、主要交通動線については、駅南口と西3・4・21号線を連絡する主要な歩行者・自動車ネットワークとして、安全かつ快適な歩行者環境の整備を図る。</p> <p>《歩行者動線、歩行者デッキの整備》<br/>駅利用者の利便性の向上や地区全体の安全性の向上を図るため、駅前広場を中心に放射状に広がる歩行者動線を確保する。また、より利便性の高い動線の確保と一体的な駅前空間の創出を図るため、歩行者デッキの整備を誘導する。</p> <p>《公開空地の整備》<br/>地区の環境向上に資する公開空地として、歩行者ネットワークを補完する貫通通路及び歩道状空地の整備とともに、駅前広場、交通動線及び歩行者動線との一体性や周辺の居住環境に配慮した広場状空地の整備を誘導する。このうち、広場状空地については、センターゾーンAにおいて敷地面積1,000㎡以上の規模を有する場合、原則として設けることとする。</p> <p>《駐車・駐輪施設の整備》<br/>駅利用者及び商店街利用者の利便性を確保するため、拠点連携ゾーンBにおいて、一般公共の用に供される駐車・駐輪施設の整備を誘導する。また、地区全体の快適な買い物環境の形成を図るため、商業施設における附置義務台数以上の駐輪施設の整備を誘導する。</p> |
| <p>3 土地の区画形質の変更に関する基本的事項</p>                 | <p>《敷地統合、共同建替えの誘導》<br/>良好な街並み形成、土地の合理的な利用を図るため、西3・4・21号線の整備により発生する残地の統合、敷地統合、共同建替えを誘導する。なお、敷地統合の規模は以下を目標とする。<br/>センターゾーンA：1,000㎡以上、センターゾーンB：500㎡以上、拠点連携ゾーンA：300㎡以上、拠点連携ゾーンB：500㎡以上</p>   |